平成２２年（フ）第２９８０号
愛知県日進市赤池３丁目702番地　ライオンズマンション赤池302
債務者　坂野　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９５号
函館市千歳町６番16号
債務者　谷崎　康弘
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
岩手県大船渡市盛町字御山下10番地４
債務者　佐々木伸吾
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第８４号
岩手県大船渡市盛町字御山下10番地４
債務者　佐々木美恵
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２７４５号
名古屋市中川区打出１丁目68番地　市営打出荘Ｔ－Ａ棟201号
債務者　伊藤　真弓（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７５号
名古屋市瑞穂区大喜町３丁目37番地　サクセス大喜１Ｄ号
債務者　祖父江誠一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１９号
愛知県豊田市元城町２丁目39番地
債務者　河合　敏三
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
和歌山県日高郡みなべ町芝563番地
債務者　川口千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１７０号
鹿児島県霧島市国分郡田3159株式会社かいたく、住民票上の住所鹿児島県曽於市財部町北俣4304番地１
債務者　米森　洋一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
鹿児島県姶良市平松5200番地16
債務者　永田平正隆
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
鹿児島県姶良市加治木町日木山276番地１
債務者　向江　宏文
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2831番地２
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２４６号
群馬県太田市八幡町29―５　富士重工業健康保険組合総合太田病院、住民票上の住所群馬県太田市台之郷町1429番地９　高原市営住宅３―11号
債務者　杉田　　**隆**
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４１号
北海道根室市駒場町１丁目１番地１　駒場団地９号棟９―Ｂ―83
債務者　飯塚　綾子（旧姓男山）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４８号
北海道標津郡中標津町東23条南１丁目５番地
債務者　河野美也子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第６９９号
愛知県豊田市上原町上原78番地１　マリンハイツ１Ｃ号
債務者　平部　理佳
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係